5　Summary　⑴The person who is responsible for this contract : Kiwamu Sakai, Director, Finance Dept., East Japan Railway Company.　⑵Classification of the products to be procured : 9　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : Rail 246,572.1 m　⑷Delivery period : as in the tender documentation　⑸Delivery Place : Tokyo Materials Center and other places　⑹Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the Examination of Qualifications for the Participation in selective Tenders for Procuring Equipment by East Japan Railway Company.　⑺Time-limit for tender : 10 : 00　25 July 2014　⑻Contact point for the notice : Purchasing & Stores Div., Finance Dept., East Japan Railway Company, 2―2―2 Yoyogi Shibuya-ku, Tokyo 151―8578 Japan TEL 03―5334―1315

入札公示（建設工事）

次のとおり指名競争入札に付します。

平成26年6月23日

支出負担行為担当官

北海道開発局旭川開発建設部長　丹野　　弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発旭川第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　一般国道40号中川町琴平５号橋上部工事

⑶　工事場所　北海道中川郡中川町

⑷　工事内容　工事延長：Ｌ＝340m（ＳＰ＝13ｋ760～ＳＰ＝14ｋ100）、橋梁延長：Ｌ橋　Ｌ＝183.0m（支間長26.0m＋２@46.0m＋38.0m＋25.0m＝181m）、Ｒ橋　Ｌ＝152.0m（支間長41.0m＋56.0m＋53.0m＝150m）、橋梁形式：Ｌ橋　５径間連続鋼合成少数主桁橋、Ｒ橋　３径間連続鋼合成少数主桁橋、工場製作工：総重量Ｗ＝約679ｔ（Ｌ橋　主構造Ｗ＝約320ｔ、付属物Ｗ＝約26ｔ）、（Ｒ橋　主構造Ｗ＝約316ｔ、付属物Ｗ＝約17ｔ）、工場塗装：Ａ＝約180㎡（Ｌ橋　Ａ＝約40㎡、Ｒ橋　Ａ＝約140㎡）、輸送工：Ｎ＝１式、架設工：Ｗ＝約679ｔ（Ｌ橋　Ｗ＝約346ｔ、Ｒ橋　Ｗ＝約333ｔ）合成床版：Ａ＝約2,120㎡（Ｌ橋）、コンクリート：Ｖ＝約580㎥（Ｌ橋）、付属物工：Ｎ＝１式（支承工）

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年12月17日まで。

⑹　使用する主要な資機材　耐候性鋼材（桁材）：Ｗ＝約679ｔ、高力ボルト：Ｗ＝約15ｔ、合成床版：Ａ＝約2,120㎡、床版コンクリート：Ｖ＝約580㎥、ゴム支承：Ｎ＝20個

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑼　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⑿　本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。

⒀　本工事は、段階選抜方式における二次審査に必要な書面の提出時に、積算に必要な事項について記載した見積書（以下、「見積書」という。）の提出を求め、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させる工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成11年度以降に、次のアからウの要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次のア及びイの要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

ウ　最大支間長が25m以上であること。

ただし、上記ア～ウは同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。